

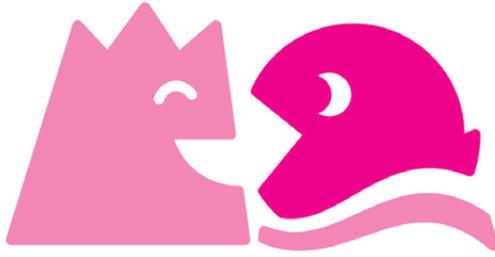
# 広報いさか市

2  
2005.2.1  
No.4

## 新春阿山シヨギンヅ大会

阿山運動公園第1グラウンド (1/16)





# やぶっちゃんの湯

## 島ヶ原温泉

●泉質：ナトリウム塩化物・炭酸水素塩温泉（等張性・中性・温泉）



# 2月9日（水）OPEN

平成17年2月9日、島ヶ原ふれあいの里に待望の温泉施設がオープンします。「かけ流し源泉風呂」や「展望露天風呂」「サウナ」「寝湯」「大浴槽」を完備し、エステ、マッサージもできる温浴棟と、温水プールやトレーニング室を備えた健康づくり棟、朝市もある特産品加工施設からなっています。

もちろん、食事は美しい自然が展望できる大きささまざまな部屋で味わえます。また、敷地内では、オートキャンプやデイキャンプ、水遊び、テニス、グランドゴルフ、パターゴルフなど、さまざまなレジャーが楽しめます。

この温泉施設整備については、旧島ヶ原村が平成13年度に源泉調査、平成14年度から温泉掘削などを行い、平成16年4月26日から温泉施設の建設工事を行ってきましたが、いよいよ2月9日にオープンすることになりました。

温泉施設は、「水（川）と緑（山）と空を結ぶ天空の温泉」をイメージして、「健康増進」「地域活動」の2つを施設のコンセプトとしています。施設は、周囲の景観や既存施設と緩やかに連続する穏やかな和のデザインで、色の重なりによって四季を表現し「温浴棟」と「健康づくり棟」「特産品加工施設」の3つの施設で構成しています。これら施設等の管理・運営については、「しまがはら郷づくり公社」が行うことになっています。

■泉質  
ナトリウム塩化物・炭酸水素塩温泉（等張性・中性・温泉）

ちょっと難しそうな泉質名ですが、要するに温泉に含まれている成分の中から（具体的に20%以上の物質を指します）、多い順に並べて泉質名としているのです。



ナトリウム塩化物・炭酸水素塩温泉の特徴は、肌をなめらかにし、入浴後は湯冷めしにくく、心地よい清涼感を味わうことができる泉質です。

■ここに注目！  
等張性の温泉

浸透圧のことを示しており、人間の体液に非常に近い状態になっていますので、長時間入浴しても疲れにくく、全国的に見ても非常にめずらしい温泉です。

▼泉温・・・35・7℃  
（気温30℃）

▼湧出量・・・130ℓ/分



特産品加工施設



温水プール



トレーニング室



展望露天風呂



サウナ



展望露天風呂

## 利用案内

**定休日** 毎週火曜日（祝日のときは翌日）

**営業時間** 午前10時～午後9時

**利用料金**（予定）

温浴棟

浴場

大人（中学生以上） 800円

小人（3歳以上小学生以下） 400円

健康づくり棟

温水プール トレーニング室

大人（中学生以上） 300円

（65歳以上） 250円

小人（小学生） 250円

（幼児「3歳以上」） 100円

※1 温水プール、トレーニング室の利用料金は、それぞれ別です。

※2 温水プールは歩行を目的としたもので、小人は教室時のみ利用可。

※3 トレーニング室（機器）は、小人は利用不可。

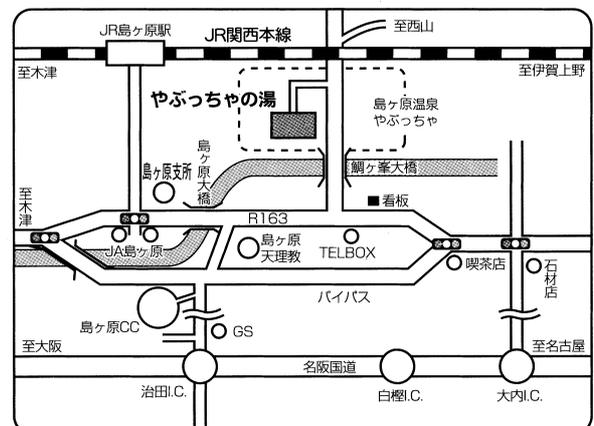
その他の利用料金等詳しくは、  
「しまがはら郷づくり公社」  
☎59-3939へお問い合わせください。

## オープン記念イベント（予定）

2月 9日（水） 島ヶ原獅子神楽保存会による獅子神楽  
甘酒のふるまい（数量限定）

2月10日（木） 甘酒のふるまい（数量限定）

2月11日（祝） 島ヶ原 正月堂 こども修正会



「ひとが輝く 地域が輝く」 自立したまちの実現のために

# 伊賀市自治基本条例 12月24日スタート!

平成12年に地方分権一括法が施行され、今までのような中央集権型ではなく、地方がその地域に合った独自の自治を行っていくことが求められようになりました。

伊賀市においても、平成14年から市民の方を中心に、伊賀市独自の自治の実現に向けた検討が行われ、平成14年に新市将来構想、平成15年に新市建設計画が策定されました。

これらの計画に盛り込まれた自治のしくみを担保し、市民が主役となった自治を実現するため、平成16年6月から伊賀市自治基本条例が検討され、12月議会でも可決、12月24日に公布・施行されました。

## ■自治基本条例って、なんだろっ? ■伊賀市自治基本条例骨子

### 前文

自治基本条例とは、まちづくりの基本方針やそれを実現するための自治のしくみなどを条例として定めるもので、自治体の最高規範として位置付けられます。全国の自治体でも相次いで制定され、内容としては、自治の担い手となる市民・議会・行政のそれぞれの役割や責務、情報の共有、市民参加、自治の基本方針などがあげられています。

伊賀市の場合、第4章において、伊賀独自の自治のしくみである「住民自治協議会」の要件等を明文化しており、この部分が特に、他の自治体の条例にはない特徴となっています。

### 第1章 総則

#### ●自治の基本原則(第4条)

伊賀独自の自治に必要な6つの原則を規定しています。

- ①市民は、まちづくりに関する情報を共有する権利を有する。
- ②市民は、まちづくりに参加する権利を有する。
- ③まちづくりは、情報公開と

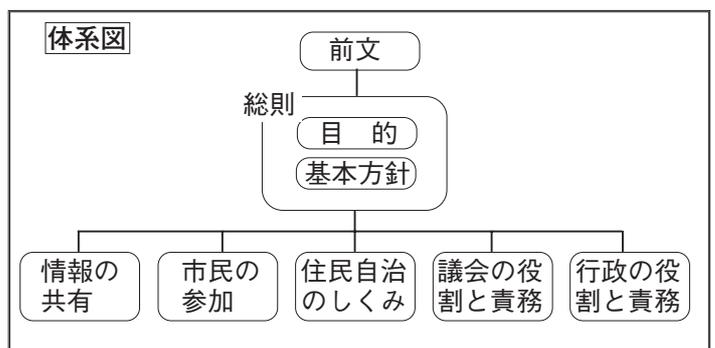
市民参加により策定された計画に基づくものとする。

- ④まちづくりは、まず市民が自ら行い、さらに地域や市が補完して行う。
- ⑤まちづくりは、市民や市など各主体が協働して行うよう努める。
- ⑥まちづくりの実施後は、その結果について評価を行う。

#### ●この6つの原則が伊賀市市民憲章の基になっています。

#### ●この条例の位置付け・体系化(第5条)

この条例が市政の基本事項について市が定める最高規範であり、他の条例・規則などはこの条例の趣旨を踏まえ整合を図ることを規定しています。



### 第2章 情報の共有

#### ●情報への権利(第7条)

市民は、情報を受ける権利と、自ら取得する権利を持っていることを明確にしています。

#### ●意思決定過程の情報共有(第8条)

決定した情報だけ公開するのではなく、議論途中の情報共有も重要なため、意思決定過程の情報も公開するよう努めることを規定しました。また、第2項で審議会など

の会議の公開についても規定しています。

### 第3章 市民の参加

#### ●まちづくりに参加する権利(第12条)

市民は、まちづくりの主体者であり、まちづくりを行う権利を有し、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、平等な立場でまちづくりに参加できることを規定しています。

#### ●計画策定における市民参加の原則(第15条)

市の最上位計画である総合計画の策定は市民参加によるものとするを明記しました。

#### ●審議会等への市民参加(第17条)

審議会の委員には公募の委員を加えるよう努めていくことを明記しました。

#### ●条例制定における市民参加の手續き(第18条)

まちづくりに関する条例の制定・改廃は市民参加によることを明記しました。

#### ●市民投票の原則(第19条)

市の重要事項について、議会の議決を経て、市民投票の制度をもうけることができることを規定しています。

## 第4章 住民自治のしくみ

### ●住民自治協議会の定義・要件（第24条）

会員には、その区域に住む又は活動する個人、事業者、団体であれば誰でもなれる事や、組織の役員や代表者は民主的に決めることなどを規定しています。

### ●住民自治協議会の権能（第26条）

住民自治協議会が有する諮問・提案・同意・決定の4つの権能について規定しています。

▼諮問・・・市長の諮問に応じ、当該地区に係る次の事項を調査審議し、答申する。

### ①新市建設計画の変更に關する事項

②市の総合計画の策定及び変更に関する事項

③その他市長が必要と認める事項

▼提案・・・当該地区での身近な市の事務執行等について、市長に提案でき、市長はその提案を尊重する。

▼同意・・・当該地区での市の事務で、地区に重大な影響が及ぶと考えられるものについては、あらかじめ住民自治協議会の同意を得ることとする。

る。

▼決定・・・当該地区での市の事務について、住民自治協議会がその事務の受託を行う意思決定をした時、市長はその決定を尊重する。

### ●住民自治協議会への支援（第27条）

住民自治協議会への支援について、活動拠点の提供や財政支援などを行うことを規定しています。

### ●地域まちづくり計画（第28条）

総合計画をはじめとする重要な計画の策定の際は、住民自治協議会の活動方針や内容などを定めたまちづくり計画を尊重することを規定しています。

### ●地域振興委員会の設置（第29条）

住民自治協議会が設立されていない地域については、当該地区にかかわりの深い事務について審議する機関として、地域振興委員会を設置することを規定しています。

### ●住民自治活動を支援する機関の設置（第36条）

市民が主体となった住民自治活動を支援するため、この役割を果たす機関を設置することを規定しています。機関

については、（仮称）市民活動支援センターの設置を検討しており、来年4月に設置することを目標としています。



## 第5章 議会の役割と責務

### ●議会の情報共有と市民参加（第40条）

全ての会議を原則公開とし、立法過程から市民と情報を共有するよう努めることを明記し、また、市民の意思の反映を図るために、市民との対話の機会を設けることや、議会の会議に出席を求めた者を協議に加えることなどを規定しています。

### ●議員の責務（第41条）

公平・公正かつ誠実に職務を遂行し、市民の代表者とし

ての品位と責務を忘れず、常に自己の見識を高めるための研鑽を怠らず審議能力及び政策能力の向上に努めることを明記しています。

## 第6章 行政の役割と責務

### ●市長の責務（第43条）

市長は、市民の負託に応え、市政の代表者として公平・公正かつ誠実に市政を執行しなければならぬことを規定しています。

### ●法務体制（第47条）

市は、自主的で質の高い政策を実行するため、法務体制を充実し、条例、規則等の整備を積極的に行うことを規定しています。

### ●行政評価（第56条）

総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施することを明記し、その結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映していくことを規定しています。

## 第7章 条例の見直し

### ●この条例の検討及び見直し（第58条）

時代経過による条例の形骸化を防止し、その時代に即した条例に育てていくために、

施行後4年以内に施行状況を勘案し、見直すことを規定しています。

※伊賀市自治基本条例の全文は、伊賀市のホームページからご覧いただけます。

また、本庁企画調整課及び各支所地域振興課（室）において配布もしていますので、必要な方はお問い合わせください。

▼ホームページアドレス  
<http://www.city.igalg.jp>



### 【問い合わせ】

企画振興部企画調整課

☎ 22・9620

E-mail:

kikaku@city.igalg.jp

# 平成16年中の伊賀市の火災・救急概要

平成16年中に発生した伊賀市の火災・救急の概要をお知らせします。また、3月1日から「春の全国火災予防運動」が始まります。火災の発生しやすい時季ですので、火の取り扱いには十分注意をお願いします。

## ■火災概要

		平成16年	平成15年	増減
火災種別件数	建物火災	23	29	△6
	林野火災	5	3	2
	車両火災	17	14	3
	その他	17	14	3
	合計	62	60	2
主な出火原因	たき火・枯草焼	18	16	2
	車両故障・事故	13	8	5
	放火(疑い含む)	7	7	0
	ガスこんろ	5	3	2
	石油ストーブ	2	2	0



平成16年中の火災件数は62件となっています。火災種別では、建物火災が最も多く23件で、全体の37%を占めています。前年と比較すると6件の減となりました。

次に車両及びその他火災(道路、空地に枯草の火災等)が各17件、林野火災が5件と前年に比べて各火災とも増加しました。

火災の主な原因としては、たき火・枯草焼があげられますが、車両の故障・事故による火災も依然と多く、全国的には放火や放火の疑いが増加しています。

## ■救急件数

		平成16年	平成15年	増減
事故種別件数	急病	2,327	2,256	71
	交通事故	582	539	43
	一般負傷	490	496	△6
	労働災害	83	65	18
	自損事故	43	40	3
	運動競技	29	10	19
	加害	14	26	△12
	火災	9	9	0
	その他	216	176	40
	合計	3,793	3,617	176

平成16年中の総救急件数は、3,793件で一日平均約10件出動したことになります。

事故種別の救急件数では、急病による出動が最も多く2,327件で全体の61%と半数以上を占めています。

これは、高齢化社会による救急要請の増加によるものと思われます。

次いで交通事故、一般負傷となっています。



## 春の全国火災予防運動

3月1日(火)から3月7日(月)

全国統一防火標語 「火は消した? いつも心に 聞いてみて」

【問い合わせ】伊賀市消防本部予防課 ☎24-9105 伊賀南部消防組合青山消防署 ☎52-1151

## 平成17年 伊賀市消防出初式



伊賀市発足後初めての消防出初式が1月8日、ゆめが丘の県立ゆめドームうえで行われました。合併により伊賀市の消防団員は1,510人になりましたが、この日は消防本部の職員や消防団の各方面隊の代表者約640人が参加しました。

国旗や団旗に対する敬礼のあと、服装や姿勢などを確認する「通常点検」が行われ、今岡睦之市長や来賓の野呂昭彦知事らが、整列した消防団員らの服装や姿勢を点検。そのあと、昨年11月の全国消防操法大会で9位の成績を収めた青山方面隊団員に市長表彰が贈られたほか、三重県消防協会定例表彰などの優良消防団員表彰が行われました。

また、点検者訓示では、今岡市長が「年末、年始に火災やその他の災害がなく、消防団員の年末夜警に感謝します。現在、伊賀地域では大きな災害は起きていませんが、今後いつ起こるかわからないので、引き続き訓練をお願いします。」と話しました。

# 税の申告相談が始まります～申告はお早めに！～



■会場：ゆめぼりすセンター

■期間：2月8日(火)～3月15日(火) (ただし、土・日・祝日を除く)

■受付時間：午前9時～午後5時

※伊賀市役所及び上野税務署では申告相談会場を設けていませんので、ご注意ください。

## 申告に必要なもの

- 印鑑、筆記具、計算機
- 申告書
- 給与や公的年金等の源泉徴収票
- 控除を受けるために必要な証明書や領収書
- ▶医療費控除を受ける場合  
支払った医療費の領収書、保険などで補填される金額の明細書、寝たきり老人のオムツ使用証明書等
- ▶生命保険料・損害保険料控除を受ける場合  
支払保険料の証明書
- ▶寄付金控除を受ける場合  
寄付金の受領書等
- ▶住宅借入金等特別控除を受ける場合  
登記簿謄本・売買契約書・住民票写し、増改築等控除証明書、住宅取得資金にかかる借入金の年末残高証明書等
- 還付申告を提出する人は、預金口座番号の分かるもの



## 申告書を自分で書いてみましょう



所得税や市・県民税は、自分の所得の状況を最もよく知っている納税者が、自ら税法に従って申告する制度をとっています。申告相談会場では、お待ちいただく時間を短縮するため、会場全体を記載コーナーとし、ご質問に対して職員がその都度対応します。自書記載の推進にご協力をお願いいたします。

申告が必要と思われる方については、昨年の実績に基づいて、あらかじめ申告用紙を郵送していますが、届いていない場合で申告が必要と思われる方は、市役所税務課、各支所、各申告相談会場及び上野税務署に申告用紙を備え付けていますのでご利用ください。

また、所得税の確定申告は国税庁のホームページの中で作成することができ、カラープリントしていただいたものを提出していただくことができます。

申告書の提出は郵送でも受け付けています。期限までにお送りいただければ結構です。

## ☆伊賀市役所から“ゆめぼりすセンター”間の送迎バスを運行します。☆

【運行日】2月15日(火)、17日(木)、22日(火)、24日(木)

3月1日(火)、3日(木)、8日(火)、10日(木)、14日(月)、15日(火)

伊賀市役所（上野公園駐車場前）発	9：30発	10：30発
ゆめぼりすセンター 行	13：15発	14：30発
ゆめぼりすセンター 発	10：10発	11：40発
伊賀市役所 行	14：00発	16：50発



### 【注意事項】

- (1) 交通事情その他諸般の事情により、発着時刻が若干遅れる可能性がありますので、ご了承ください。
- (2) 利用料は無料です。

※各支所（上野支所を除く）と各地区市民センター等においても、税の申告相談と申告書の受付を行います。会場及び受付日時は、広報1月号もしくは伊賀市ホームページで確認してください。

※広報1月号13ページの別表中、2月25日(金)の申告相談会場が、伊賀支所農業総合センターとなっていました。都合により、“ふるさと会館いが小ホール”に変更となりました。ご注意ください。

### 【問い合わせ】

#### ▶ 所得税の確定申告

上野税務署  
伊賀市緑ヶ丘本町1680番地  
☎21-0950

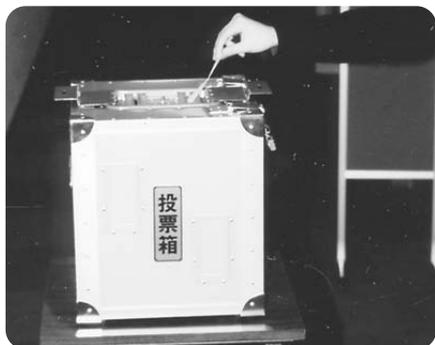
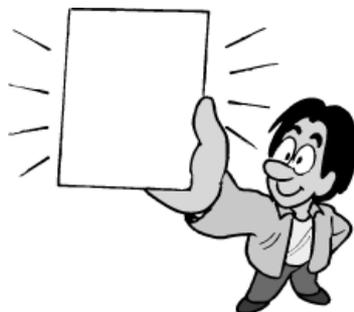
#### ▶ 市・県民税の申告

伊賀市役所税務課市民税係  
伊賀市上野丸之内116番地  
☎22-9613

# 伊賀市議会議員選挙は3月27日(日)

市議会議員選挙が3月20日(日)に告示され、3月27日(日)に投票が行われる予定です。

これからの市政を任せる人を選ぶ大切な選挙です。よく考えて悔いのない一票を投じましょう。



## 立候補予定者説明会

【とき】

2月16日(火) 午後2時～

(受付開始午後1時30分)

【ところ】

阿山保健福祉センター

(阿山支所隣り)

【お願い】

駐車場が混雑しますので、車はできる限り乗り合わせでお願いします。

## 選挙費用の公費負担

掲示場掲示用のポスターの作成費用、告示後の選挙運動用自動車運行にかかる費用、候補者ハガキ2000枚までの郵送料を選挙管理委員会が公費で負担します。

これらの公費負担については、詳細を立候補予定者説明会で説明します。

## 期日前投票立会人を募集します

【仕事内容】

投票立会人は、投票管理者のもとにおいて、投票事務が公正に処理され、選挙人が自由な意思に従って投票することができるよう投票事務全般に立ち会うのが仕事の内容となります。

【立会場所】

上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田・青山の各支所の期日前投票所

【募集人員】

上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田・青山の各支所で数名ずつ

【期間】

3月21日(月)～26日(土) 6日間のうち、1日だけの従事も可

【時間】

午前8時30分～午後7時

※ただし、上野支所は午前8時30分～午後8時

【報酬】

日額 9600円

【資格】

平成17年3月20日現在、伊賀市に在住しており、選挙権を有し、投票の秘密を守れる方。

【応募方法】

ハガキに①住所、②氏名、③生年月日、④電話番号、⑤立会希望の支所名、⑥立会希望日をご記入の上、

〒518-8501

伊賀市上野丸之内116番地

伊賀市選挙管理委員会

まで郵送してください。

\*応募者多数の場合は抽選となります。

【応募締切日】

2月17日(木) 必着

## 選挙事務補助員

(臨時職員)募集

【雇用期間と募集人数】

A、2月14日(月)～3月31日(木)

若干名

B、3月1日(火)～3月31日(木)

若干名

【賃金】

日額 5660円

【勤務時間】

午前8時30分～

午後5時15分

【勤務地】

本庁及び支所

【応募条件】

市内在住の20歳から40歳くらいの方

\*応募方法及び勤務の詳細については、選挙管理委員会までお尋ねください。

【問い合わせ】

伊賀市選挙管理委員会

☎22・9601

# 下水道排水設備指定工事店制度を導入

平成16年11月から伊賀市下水道排水設備指定工事店制度を導入しました。

この制度は、排水設備工事（伊賀市が管理する下水道施設に流入させるために必要な設備工事）において専門的知識を有し、かつ、下水道法令の規則を熟知し、これを遵守する責任を有する工事業者をあらかじめ定め、市民の皆さんが安心して工事を依頼できるように定めた制度です。



## 【受付期間】

随時受付

（毎月1日を指定日とする）

## 【受付場所】

市役所建設部下水道課

☎ 22・9823

## 【指定・登録の要件】

- ① 財団法人三重県下水道公社が実施する下水道排水設備責任技術者試験に合格し、その公社の資格認定者名簿に登録され、責任技術者証を発行された者が、営業所に1人以上専属していること。
- ② 工事施工に必要な機械、機器を有していること。
- ③ 市町村税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- ④ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でない者。

## 【申請に必要な書類等】

### ▼法人・個人共通

- ① 伊賀市下水道排水設備指定工事店指定申請書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 営業所等所在図（様式第3号）
- ④ 下水道排水設備指定工事店責任技術者名簿（様式第4号）

### ▼個人

- ⑤ 代表者の住民票抄本（又は、外国人登録済証明書）
- ⑥ 身分証明書
- ① 住民票抄本（又は、外国人登録済証明書）
- ② 身分証明書
- ③ 経歴書
- ④ 納税証明書（市町村税）

- ⑤ 指定の取り消しを受けた者で、その取り消し日から2年以上経過している者。
- ⑥ 納税証明書（市町村税、事業税、消費税及び地方消費税）
- ⑦ 申請者の住民票抄本（又は、外国人登録済証明書）
- ⑧ 身分証明書
- ⑨ 経歴書
- ⑩ 納税証明書（市町村税）

### ▼法人

- ① 商業登記簿謄本
- ② 定款の写し
- ③ 経歴書

※申請に係る手数料として、14000円が必要となります。（新規、更新とも）

※申請書の様式は、本庁建設部下水道課及び各支所下水道担当課に備え付けています。

また、伊賀市ホームページ（<http://www.city.igaki.jp/>）からでもダウンロードできます。

## ■市町村合併による経過措置について

この下水道排水設備指定工事店制度は、旧鳥ヶ原村、旧伊賀町、旧阿山町では合併以前からすでに導入されておりましたが、旧上野市、旧大山村、旧青山町では導入されていないにもかかわらず、次の事項の経過措置を設けます。

- ① 旧鳥ヶ原村、旧伊賀町、旧阿山町ですでに指定を受けている工事業者は、引き続き伊賀市の指定業者となります。指定期間が満了になり、引き続き更新を行う場合は、伊賀市下水道課にて更新手続きを行ってください。
- ② 旧鳥ヶ原村、旧伊賀町、旧阿山町においては従前どおり、指定工事店の指定を受けた方です。



ければ、排水設備指定工事を行うことができません。

③ この下水道排水設備指定工事店の指定を受けるためには、三重県下水道公社が発行する排水設備責任技術者証が必要となります。

この責任技術者証の取得に係る期間を、経過措置期間とし、平成19年3月31日までは、旧上野市、旧大山村、旧青山町での排水設備指定工事店の指定を受けていない方でも施工することができま。

④ 平成19年4月1日以降は、伊賀市全域において、指定工事店の指定を受けた方であれば排水設備指定工事を行うことができません。



## 【問い合わせ】

建設部下水道課

☎ 22・9823



# 国際交流員 ジョン&パトリック 「バーズ・ナイト」



今年、ジョンとパトリックで世界の国々のいろいろな伝統的な文化や習慣などを紹介します。世界各国の歴史、文化、習慣は数え切れないほどありますが、今回はジョンの発案で、「バーズナイト」を紹介します。

## バーズナイトって、何？

「バーズナイト」とは、1759年1月25日にスコットランドで生まれたロバート・バーズの生誕祭です。ロバート・バーズは、イングランドのシェークスピアや伊賀の芭蕉のようにスコットランドで最も有名な詩人で、日本でも有名な「蛍の光」などスコットランド民謡に詩をつけたことでも知られています。バーズは勉強に秀でていましたが、家庭は裕福でなかったため、早くから農場で働くようになりました。バーズは農業より文学を勉強したかったため、スコットランドから西インド諸島へ移住するつもりでした。しかし、その時バーズが書いた詩集が急に大人気になりました。バーズの詩集は英語とスコットランドの方言で書かれていたので、スコットランドで愛されましたが、彼はお金持ちになりませんでした。優秀だったバーズはスコットランドで、すごく尊敬されました

が、バーズは苦しい肉体労働のせいで、37歳で亡くなってしまいました。その時、1万人以上の人々はバーズのため会葬しました。

毎年1月25日頃、バーズの生誕を祝って、世界中のスコットランド人はバーズナイト（バーズの夜）を楽しみます。一般的なバーズナイトでは、皆は詩集を読んで、バーズのために乾杯して伝統的なスコットランド料理を食べます。バグパイプの音楽を聞き、ハギス（羊の臓物をオートミール、薬草などと混ぜて、その胃袋に詰めて煮た食べ物）とウイスキーを楽しむなど、全て伝統的に行われます。少人数のパーティでも100人の晩餐会でも、スコットランド人にとってバーズナイトで最も大事なことは食事ではなくて、バーズの追憶と伝統です。

バーズナイトって、面白そうですね！3月末に文化国際課で本格的なバーズナイトを行う予定ですので、バーズナイトのことをもっと知りたいと思った方はぜひ参加してください！伝統的なスコットランド料理、服（キルト）、バーズ氏の詩、ダンス、音楽などを体験できます！参加者募集の詳細は市広報3月号でお知らせします。



## 広域人権フォーラムいが

「伊賀地域における部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃に関する連絡協議会」では、人権文化を構築し人権の輪を広げることを目的としたフォーラムを次のとおり開催します。

【とき】

3月6日(日) 午後1時～5時

【ところ】

伊賀市文化会館 さまざまホール

【内容】

■基調講演

講師 李 修二さん(四日市大学助教授)

演題 「世界の、日本の、そして地域の差別・人権問題」

■特別報告

高木康江さん(部落問題を考える親の会「ゆめ夢」)

中森 旭さん(青山小学校)

■子どもたちからの発信

▼劇「府中にも戦争があった」 ▼人権劇「真・実」

府中小学校 6年生

西柘植小学校 6年生



【参加費】無料

【問い合わせ】本庁人権政策課

☎ 22・9631

# 健康だより

## 「花粉症について」



青山保健センター  
保健師 服部恵子

花粉症は花粉によって起こるアレルギー症の一つです。原因となる花粉には、イネやブタクサ、ヨモギ、など様々なものがあります。スギ花粉は、去年の猛暑により例年になく多くなるといわれ、新聞でも花粉量が最大30倍と報道されました。これは、花粉が少なかった平成16年春との比較ですが、平年と比べても約2倍になるものといわれています。今年はヒノキの花粉も多く、飛散は例年に比べ早く始まり、遅くまで続くということです。

もはや、国民病とまで言われている花粉症ですが、つらい症状を少しでも軽くするために、日常生活では次のような点に気をつけましょう。

### ●外出を控えめに

花粉情報に注意し花粉が多い日や風の強い日は不要不急の外出を避けましょう。

### ●帰宅時室内に花粉を持ち込まない

花粉が付着しにくい衣類を身につけ、家に入るときは、衣類やペットなどに付いた花粉をよく払ってから入りましょう。羊毛製の衣類は花粉が付着しやすいといわれています。表面がツルツルした素材がよいでしょう。

### ●帰宅後は洗顔やうがいを

体に付いた花粉をキチンと洗い流しましょう。鼻を

かむのも有効です。

### ●外出時は完全防備で

帽子やメガネ・マスク・ゴーグルなどを身につけましょう。メガネは、花粉症用のものでない普通のメガネでも、メガネを使用していない時より目に入る花粉量は半分以下になります。マスクでは、普通のマスクでも約3分の1になり、花粉症用では約5分の1になるといわれています。

### ●窓やドアをしっかり閉める

花粉の侵入を防ぎましょう。

### ●外に干した洗濯物や布団はよく払う

特に布団は、花粉が付着していると、寝ている間に症状の悪化につながる可能性があります。取り込む前に、よく落としましょう。

### ●健康に注意を！

風邪を引いていると、粘膜に炎症がおこり、花粉症の症状がひどくなる場合があります。風邪をひかないよう規則正しい生活をする 것도大切です。

### ●薬の服用について

花粉症の症状を抑える種々の薬が開発されています。症状が強くなる前に症状にあった薬を使うのも有効です。花粉症かなと思ったら、早めにかかりつけ医・専門医に相談しましょう。



## 部落ってなに？

山村に生まれ育ちました。自分が高校生になるまでは、家族や身内から部落に対する悪口を聞くことはなく、部落という言葉をまったく知らなまま育ちました。高校に入って同級生から部落の地名を言われて、「あいつは○○や」などと、いろいろ聞くにつれ、○○って「こわいところ、うちらとは違うところ」のようなイメージを持っていききました。これが自分と部落問題との出会いです。おそらくそのとき、○○が部落とはわからず、部落自体何なのかもわからないけど、「俺は部落と違ってよかった」と思ったんです。それまで部落の悪口を聞いたこともなく、部落とは何なのかも知らないのに、「部落と違ってよかった」って思ったんです。どうしてなんででしょう。と同時に、「自分は部落じゃない」ということを確かめることもせず、なぜ自分は違うと思ったんでしょ。実際確かめ方なんてないので。部落って何なのかを知らうともせず、なぜ頭ごなしに「部落はいけ

### 明日に向かって

～差別をなくしていくために～

もしその後、部落問題を正しく知る機会がなかったら、今も、部落に対する偏見を自分の子どもに伝えていたかもしれない。部落差別はこんなことの繰り返しではないでしょうか。ひとから聞きかじったことを、自分の中で増幅させて勝手にイメージを作り上げていく。そしてあたかも、自分が体験し知れたことのように、ひとに伝えていく。そしてそのイメージが『部落』というものをつくりあげていくのです。だから『部落』をマインスイメージで形作っているのは、私たちに他ならないのです。

(大山田支所人権政策推進課)

## 壬生野地域まちづくり協議会クリーン作戦

伊賀市のまちづくりの基本となる住民自治協議会が、市内各地域で組織され、昨年12月には伊賀市自治基本条例も制定されました。

昨年1月23日に設立された伊賀支所管内の壬生野地域まちづくり協議会では、「自分たちのまちは自分たちで美しくしよう」と昨年の12月26日、地域内のクリーン作戦を行いました。

総勢約500人が参加し、地域内の道路等に落ちているアルミ缶やビン、ペットボトル、可燃ごみ等を拾いました。

この日拾い集めたごみは、ダンプ2台と軽トラック3台分にもなり、それぞれ種類ごとに分別して、ごみ集積場へ持ち込みました。



## 大山田方面隊冬期訓練

1月8日、平田の「せせらぎ運動公園」で伊賀市消防団大山田方面隊の冬期訓練が行われ、消防団員144人が参加しました。

今年は各方面隊の代表者が参加して消防出初式が行われたことから、午後から各方面隊ごとに訓練を行うことになりました。

大山田方面隊では、4分団ごとに4つの火災現場を想定して消火放水訓練を行いました。吸水地点から消火地点まで約400メートルの距離を、数箇所に設けられた障害物を避けてポンプ積載車と可搬ポンプ積載軽トラック5台を使い、ホース約20本を次々と繋いでいき放水を行いました。

時折降る雪の中、団員らはきびきびした動きで、訓練に取り組んでいました。



## 酉の春展

1月5日から10日まで、新春恒例の行事である干支展が「酉の春展」として、伊賀市中央公民館で開催されました。

一般公募で寄せられた作品を含め、今年の干支である酉を画いた絵馬が約130点、郷土玩具など約110点が展示されました。また、平成5年、昭和44年、昭和32年の絵馬も飾られました。

この干支展は、昭和25年に市民グループにより「干支の春展」として始められ、昭和28年から市の図書館がこの催しを引き継ぎました。昭和37年から昭和43年まで中止されたものの、昭和44年に上野市ユネスコ協会と上野市中央公民館により、郷土色豊かな行事が再興されました。期間中、市内外から大勢の人が会場に訪れ作品に見入っていました。



# ますかどTopics

## 島ヶ原地区で行政巡回バスを運行



1月11日から、島ヶ原地区の山菅や不見上からJR島ヶ原駅、島ヶ原小中学校などを巡回する行政バスの運行を開始しました。

このバスは、地域住民からの要望等により、運行を開始したもので、高齢者や遠距離通学生が安全に移動することを目的としています。

運行日は年末年始を除く月曜日から金曜日（ただし、祝日は運休）で、運賃は乗車1回につき大人は100円、障害者の方と高校生以下は50円（通学のための小・中学生は無料）となっています。

待望の巡回バスとあって、初日から大勢の方が利用されていました。

## まなび “あおやま”

1月15日、青山北部公園体育館で、季節の遊びを体験する「まなび “あおやま”」が行われ小学生16人が参加しました。「まなび “あおやま”」は青山公民館が、子どもたちに地域のことを知ってもらい、ふるさとを愛してほしいという思いで、地域の文化や伝統などに詳しい人を講師に迎え、毎週末さまざまな事業を行っています。

この日は、青山羽根の松岡義<sup>いさお</sup>さんを講師に迎え「凧づくり」を行いました。参加した子どもたちは、段ボールの型を使い、模造紙をひし形に切り抜き、それぞれ好きな絵を描きました。そのあと、ローソクの火を使って凧の骨になる竹ひごを曲げるのが折れてしまい悪戦苦闘する場面もありましたが、みごとな凧が完成しました。

この日は、あいにくの空模様のため、体育館での凧揚げとなりましたが、子どもたちは「晴れた日に外で揚げたいなぁ」と完成した凧に胸を躍らせていました。



## 新春阿山ジョギング大会



1月16日に阿山運動公園第1グラウンドをスタートして「第25回新春阿山ジョギング大会」が行われました。このジョギング大会は、湯舟地区折り返しの3キロコースと西湯舟地区折り返しの5キロコースに分かれ、およそ100人が参加しました。

25回を迎えたこの大会に、親子連れや友達と誘いあって参加した子どもたちは、思い思いのペースでジョギングを楽しみました。ゴールした時の子ども達の感想は、「きつかった」「気持ちよかった」と様々。

ゴール後は、阿山体育協会が地元のお肉や野菜をふんだんに使ったクリームシチューをふるまうなど楽しい催しもありました。

# 今はばたく未来の力 平成17年成人式

1月10日、西明寺の伊賀市文化会館さまさまホールで、伊賀市発足後初めての成人式が行われました。

今年の対象者は、昭和59年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた方で、伊賀市では1149人が新しく成人を迎えました。そのうち、79・5%にあたる913人が艶やかな振袖姿やスーツ姿などで成人式に出席しました。

## ■中学時代の恩師から新成人にビデオメッセージが送られました

はじめ、会場内はざわついていましたが、会場の照明が暗くなり中学生時代の恩師からの「ビデオメッセージ」が流れ始めると、次第に静かになっていきました。

懐かしい先生の顔がスクリーンに映し出されると「ワー」「ウォー」といった歓声や拍手が沸き起りました。  
▼大人として自分の行動に責任を持つてください。  
▼これからいろんな苦労もあるけれど、自分の命を大切にしてください。  
▼自分



と同じように仲間も大切にしてください。  
▼可能性に満ちた人生です。自分の人生を自分らしくしっかりと歩んでください。  
▼君たちが中学生だったころが懐かしく思い出されます。いつまでもふるさとを大切にしてください。など、新成人へのエールが大きなスクリーンに次々と映し出されました。

そのあと、式典では、今岡睦之市長が、「伊賀市には、すばらしい文化や自然などの資源があります。これらのものを守っていくのは若い人の肩にかかっています。ふるさとに住んで、伊賀市の将来を担ってください。」とお祝いの言葉を述べました。

式典終了後、新成人たちは久しぶりに出会った友達と記念写真を撮るなど、再会をよるこんでいました。

## ■成人を迎えて新たな決意は？

▼自分の行動に責任を持ちたい。  
▼親に迷惑をかけないようになりたい。  
▼もっと自分の視野を広げたい。  
▼これからは責任ある行動をとっていき

## ■成人式に出席した感想は？

▼ビデオメッセージが懐かしくて良かった。もっと見たかった。  
▼先生の温かい言葉が心に響きました。  
▼騒ぐ人がいなくて良かった。  
▼たくさ

んの友達に会えて良かった。  
▼人数が多すぎる。少人数での成人式のほうが良かった。

## ■家族からのメッセージ

▼小さいころ泣いてばかりいた子が、こんなに大きくなり、この日を迎えられたことがうれしい。  
▼今しか出来ないことを思いっきりやってほしい。  
▼若いのだから、いろんなことにチャレンジしてほしい。



# がんの集団検診

【申し込み・問い合わせ】  
上野支所健康福祉課健康推進係 ☎22・9653

日	時間	場所	対象	内容	受付	費用	注意
3月1日(火)	午前中(申し込み順に時間を決定します)	市役所北庁舎1階 第10会議室	20歳以上の方	胃X線検査	2月7日(月)～	900円	受診前日の夜10時以降の食事は控え、当日朝からは食事、飲料水、お茶、薬、タバコ、その他、口から入るものは一切摂らずにお越しください。 また、胃の手術を受けた人、妊娠している人は受診できません。
3月1日(火)	午前9時～11時30分	市役所北庁舎1階 第10会議室	20歳以上の方	2日分の採便	2月7日(月)～	400円	事前に容器を郵送します。時間は厳守してください。遅れた場合は受診できません。
3月1日(火)	午前9時～11時30分	市役所北庁舎1階 第10会議室	55歳以上の方	血液採取	2月7日(月)～	600円	PSA測定による前立腺がん検診は直腸内視診、経腸的超音波断層法に比べ、早期がんに対する検出度が高く、客観的判定がしやすいなどの利点があります。
3月4日(金)	午前10時～11時 午後1時30分～3時	市役所北庁舎1階 第10会議室	20歳以上の女性	子宮頸部細胞の採取と視診	2月8日(火)～	1100円	なるべくスカートでお越しください。検診前日の性的接触と洗浄は避けてください。 生理日にあたっては次回に受診してください。
3月4日(金)	午前10時～11時 午後1時30分～3時	市役所北庁舎1階 第10会議室	30歳以上の女性	触診と乳房X線検査	2月8日(火)～	1400円	マンモグラフィは、乳房の上下と左右を板ではさむため、多少の痛みは伴いますが、従来よりがんの発見率が高く、触知不能ながんを発見するためには最も感度の高い方法です。妊娠の疑いがある方、妊娠中の方はこの検診は受けられません。
3月7日(月)	午後1時30分～2時30分	市役所北庁舎1階 第10会議室	20歳以上の方	胸部X線検査と喀痰検査	2月7日(月)～	500円(X線のみ) 1100円(X線+喀痰)	妊娠の疑いがある方は、受けられません。

**費用の免除** 老人医療受給者証・健康保険高齢者受給者証・生活保護被保護者受給証明書を提示された方は無料です。  
必ず、ご持参ください。

## 乳がん検診を受けましょう

食生活の欧米化により、乳がんにかかる人が年々増加し、乳がんの罹患率は、女性では胃がんを抜いて第1位となっています。今では、日本女性の30人に1人が乳がんにかかるといわれています。それも40歳代をピークとする若い年代に多いのが特徴です。  
また、年齢調整死亡率も高く、乳がんで亡くなる方も年々増加しています。特に30～64歳の女性のがん死亡原因では、乳がんがトップとなっており、比較的若い時期の死亡が目立っています。  
乳がんは早期に発見し、治療すれば約90%の方が治ります。しこりを作る前の早期のうちに見えれば、乳がんは怖い病気ではありません。しこりを作る前に発見するには、私たち女性には「勇気をふるって検査を受ける」という少しの努力が必要です。検査は難しいものではありませんので、少しの勇気をふるって、自己触診やマンモグラフィなどによる定期検診を受診しましょう。

# 伊賀市職員(薬剤師)を募集

平成17年4月・5月採用の伊賀市職員を次のとおり募集します。

【職種・資格・採用予定数等】  
左表のとおり

職 種	学歴・資格・免許等の要件	年 齢	募集人数
薬 剤 師	薬剤師免許を取得または平成17年4月末までに取得見込みの人	昭和53年4月2日以降に生まれた人	1人



## 【受験資格】

◆次のいずれかに該当する人は受験できません。

(1) 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する人

ア 成年後見人または被保佐人 (準禁治産者を含む)

イ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 旧上野市・旧伊賀町・旧烏ヶ原村・旧阿山町・旧大山田村または旧青山町の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人など

(2) 永住者または特別永住者の在留資格を有しない外国籍の人。なお、外国籍の人は採用後、公権力の行使または公の意思形成への参画にたずさわる職につけません。

【試験・日時・会場】  
試験 作文及び面接  
日時 3月6日(日) 午前9時～

会場 上野総合市民病院

【受付期間】  
2月1日(火)～25日(金)

午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)の間に所定の申込用紙によりお申し込みください。

郵送による申し込みは必ず書留郵便とし、2月23日(水)までの消印があるものを有効とします。

【その他】  
1 採用予定日は平成17年4月1日または平成17年5月1日です。

2 給与及び勤務条件は伊賀市の条例及び規則に定めるところによります。

【申し込み・問い合わせ】  
〒518・8501  
伊賀市上野丸之内116番地  
伊賀市総務部職員課  
☎22・9605

午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)の間に所定の申込用紙によりお申し込みください。

郵送による申し込みは必ず書留郵便とし、2月23日(水)までの消印があるものを有効とします。

【その他】  
1 採用予定日は平成17年4月1日または平成17年5月1日です。

2 給与及び勤務条件は伊賀市の条例及び規則に定めるところによります。

【申し込み・問い合わせ】  
〒518・8501  
伊賀市上野丸之内116番地  
伊賀市総務部職員課  
☎22・9605

〒518・0823  
伊賀市四十九町831番地  
伊賀市立上野総合市民病院  
庶務課 ☎24・1111

※申込用紙は、伊賀市のホームページ  
(<http://www.city.iga.lg.jp/>)からダウンロードできます。

〒518・0823  
伊賀市四十九町831番地  
伊賀市立上野総合市民病院  
庶務課 ☎24・1111

## 全国初の株式会社立高校の校名を募集します

平成16年12月に、伊賀市は内閣府より意育教育特区として認定されました。これにより、平成17年度に旧上津小学校を利用して、主に不登校、高校中退者を対象とし、通信制及び多部定時制の2つのコースを持った「意育(自分の意志で選択、決断できる学力を身につける教育)」という新しい教育の概念を基にした株式会社立の高等学校を設置します。ついては、地域の皆さんに親しまれる学校を目指して、下記のとおり「校名」を募集します。



青山高原にある自然体験施設

### 【応募資格】

市内在住の方

### 【申込方法】

郵便、FAXまたはEメールに「応募校名」とその命名理由、住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号を記入の上、お申し込みください。

### 【応募締切】

平成17年2月28日(月)

### 【審査及び発表】

応募校名は審査の上、採用名を「広報いが市」で発表します。なお、採用者と応募者の中から抽選で10人の方に記念品を進呈します。



校舎の玄関部分

### 【応募・問い合わせ】

〒518-8501

伊賀市上野丸之内116番地 伊賀市教育委員会

☎22-9675 FAX: 22-9691

E-mail: kyoui-soumu@city.iga.lg.jp

## 職種・資格・採用予定人数等

職種	資格等の要件	年齢	勤務場所	採用予定人数
宿直業務嘱託員	資格は問いません	昭和12年4月2日以降に生まれた人	青山支所	3人
日直業務臨時職員			上野支所	1人
			青山支所	2人

上野支所・青山支所の庁舎宿直業務嘱託員及び日直業務の臨時職員を次のとおり募集します。

【職種・資格・採用予定人数】

- ①宿直業務嘱託員（非常勤）
- ▼職務内容  
青山支所の宿直業務
- ▼資格・採用予定人数  
上表のとおり
- ▼嘱託期間  
平成17年4月1日～平成18年3月31日
- ▼勤務時間  
午後5時～翌日の午前8時30分
- ▼勤務回数（1人当たり）  
月10～11日程度
- ▼嘱託員報酬  
月額 10500円
- ②日直業務臨時職員
- ▼職務内容  
上野支所・青山支所の日直業務
- ▼資格・採用予定人数  
上表のとおり
- ▼雇用期間  
平成17年4月1日～平成18年3月31日
- ▼勤務時間  
土・日曜日・祝日・年末年始の午前8時30分～午後5時
- ▼勤務日数（1人当たり）  
月4～5日程度
- ▼臨時職員賃金  
月額 6500円
- ▼受付期間  
2月7日（月）～28日（月）  
午前8時30分～午後5時  
（土・日曜日・祝日を除く）  
の間に市販の履歴書に写真を貼り、希望職種を記入のうえ次のところにお申し込みください。
- 【申し込み・問い合わせ】  
〒518-8501 伊賀市上野丸之内116番地 伊賀市上野支所総務課 ☎22-9609  
〒518-0292 伊賀市阿保1411番地 伊賀市青山支所総務振興課 ☎52-1115
- 【面接日・会場】  
日時・会場は申込時に各自へ通知します。
- 【その他】  
給与及び勤務条件は伊賀市の諸規程に定めるところによります。

# 伊賀市庁舎管理業務員（宿直業務・日直業務）を募集

## 登録統計調査員を募集します

伊賀市上野支所では、各種統計調査に継続して従事してくれる方（登録統計調査員）を募集します。

### ●統計調査員とは・・・

統計法に基づく指定統計調査において、調査票の配布・回収・点検などを行う人を「統計調査員」といい、統計調査の仕事の中で最も重要な役割を担っています。依頼する調査は、年に1～2回程度で調査件数に応じて報酬をお支払いします。

### ●身分について

統計調査員は、調査実施の都度期間を定めて任命される非常勤の公務員です。

### ●待遇について

統計調査員には、労働の対価として報酬が支払われます。また、調査活動中に災害にあった場合は、公務災害補償が適用されます。

### ●登録資格について

- ①秘密保持に信頼がおけるなど、統計調査員としてふさわしい方
- ②平成17年1月1日現在、伊賀市に在住しており20歳以上の方
- ③調査活動に従事でき、説明会・研修会に参加できる方
- ④選挙関係者、警察官及び税務事務に従事していない方

### 【応募・問い合わせ】

随時受付しています。

上野支所総務課総務係 ☎22-9610へお申し込みください。

# お知らせ INFORMATION



**伊賀市役所**  
Iga City Office

## 市営住宅の入居者を募集します

本庁事業調整課

市では、市営住宅の入居者を募集します。

### 【受付期間】

2月1日(火)～10日(木)

(受付時間は、土・日曜日、祝日を除き午前8時30分から午後5時15分まで)

### 【受付場所】

市役所事業調整課

### 【募集戸数】

(上野)

緑ヶ丘南町団地 1戸

三田団地 2戸

上之庄団地 1戸

荒木団地 3戸

木根団地 3戸

(青山)

宝楽山第3団地 1戸

## 今月の納税

- ▶伊賀地区  
固定資産税(4期)  
国民健康保険税(11期)
- ▶島ヶ原地区  
市税等(10期・2月分)
- ▶阿山地区  
固定資産税(4期)
- ▶大山田地区  
固定資産税(4期)  
国民健康保険税(10期)
- ▶青山地区  
国民健康保険税(11期)

## 納期限

2月28日(月)

(島ヶ原)  
鳥ヶ原団地 2戸

### 【入居資格】

- ①市内に住所または勤務先があり、市税を滞納していないこと。
- ②現在住宅に困窮していることが明らかであること。
- ③同居しようとする親族(婚約者を含む)があること。
- ④公営住宅法に定める所得基準に適合していること。
- ⑤独立の生計を営み、入居者と同等以上の収入を有する保証人が2人あること。

### 【申し込み・問い合わせ】

所得基準等詳しくは、市役所事業調整課建築住宅係(☎22・9831)へお問い合わせください。



## 保育用具貸与制度をご活用ください

本庁福祉政策課

市では、関係団体・関係機関の協力を得て、同和問題の解決を目指す意識と自覚を高めるため、保育所(園)に新規入所(園)される乳幼児に保育用具を貸与する制度を設けています。

### 【対象者】

しるなみ保育所、依那古第二保育所、中瀬城東保育園、柘植第二保育園、大山田西保育園、さくら保育園に新規入所(園)される同和地区在住の乳幼児を対象としますが、審査のうえ決定となります。

### 【受付・問い合わせ】

右の各保育所(園)または、福祉政策課(☎22・9654)へお問い合わせください。

## 保育所の嘱託保健師 または看護師(准看護師)を募集しています

### 【業務内容】

上野支所内公立保育所(9カ所)の乳幼児身体計測等を定期的に行います。

### 【勤務時間】

非常勤嘱託として週5日(30時間) 午前9時～午後4時

### 【対象者】

市内在住で年齢65歳位までの車を運転できる方

### 【募集人数】

1人

### 【問い合わせ】

上野支所健康福祉課  
児童福祉係  
☎22-9655

## ポリスコーナー 上野警察署だより

### 冬期の交通事故防止



には早めにタイヤチェーンやスタッドレスタイヤを活用し事故防止に努めてください。

### ■飲酒運転は絶対にダメ

飲酒運転は、人命にかかわる大きな事故に繋がります。

◇お酒を飲んだら、絶対に運転しない。

◇お酒を飲む席には、車を運転して行かない。

◇車を運転する人には、お酒をすすめない。

### 【飲酒運転による罰則等】

#### ◆酒酔い運転

免許取消処分

罰金50万円以下

#### ◆酒気帯び運転

免許停止処分

罰金30万円以下

冬場は、積雪や凍結でスリップ事故が多発します。朝、車のフロントガラスなどの霜取りは、ペットボトルのお湯を入れ、運転前に車にかけて視界を確保してから出発しましょう。また、降雪が予想される時

上野警察署 ☎21・01110  
名張警察署 ☎62・01110

## 伊賀地域就職面接会が 開催されます

### 本庁商工観光政策課

上野公共職業安定所などの主催による「伊賀地域就職面接会」が開催されます。

#### 【とき】

2月21日(月)  
午後1時30分～3時30分

#### 【ところ】

名張産業振興センター  
1階 アスピア

#### 【対象者】

一般求職者  
新規学校卒業予定者

#### 【問い合わせ】

上野公共職業安定所  
☎21・3221

## わかもの就職道場

### 受講者募集

### 本庁商工観光政策課

三重県主催による就職セミナーが伊賀市で開催されます。

#### 【とき】

2月22日(火)、23日(水)  
午前9時30分～  
午後4時30分

#### 【ところ】

上野商工会議所

#### 【内容】

自己理解、職業興味検査、

応募書類対策、ビジネスマナー、模擬面接演習、個別カウンセリング

#### 【対象者】

概ね30歳未満で求職中の方

#### 【受講料】 無料

#### 【募集定員】 20人

#### 【申し込み・問い合わせ】

(株)東京リーガルマインド名古屋駅前支社内三重県就職道場事務局  
☎0120・982・522

## 合同就職セミナーを 開催します

### 本庁商工観光政策課

伊賀市と上野商工会議所では、地元就職の促進を図るため、就職セミナー(U・J・Iターンを含む求人説明会)を開催します。

#### 【とき】

3月4日(金)  
午後1時～4時

#### 【ところ】

上野商工会議所  
3階 大ホール

#### 【内容】

▼求人企業  
市内企業および周辺企業  
▼求職者  
来春卒業予定の大学生・短大生・専門学校生と地元出身

の若者等

#### 【問い合わせ】

上野商工会議所  
☎21・0527

## 高齢者向け 優良賃貸住宅

### 第2次入居者募集

### 本庁事業調整課

高齢者向けの優良賃貸住宅制度を利用した民間の賃貸住宅です。室内はバリアフリー化され、緊急通報装置など高齢者向けの設備が完備されています。

#### 【募集期間】 2月10日(木)まで

#### 【住宅所在地】

伊賀市上野恵美須町

#### 【募集戸数】 7戸

#### 【入居資格】

- ① 60歳以上であること。
- ② 入居者が単身であるか、同居者が配偶者若しくは60歳以上の親族
- ③ 入居時において自立した日常生活を営むことができる健康状態にあること。
- ④ 独立の生計を営み、入居者と同等以上の収入を有する保証人が2人あること。

#### 【申し込み・問い合わせ】

エルピスハウス伊賀  
☎24・5068  
(午前9時～午後5時)

## 住民票等各種証明書交付 および届出について

次の業務はすべての支所で取り扱っています。どうぞ、ご利用ください。

- ▶ 住民票・戸籍謄本・印鑑登録証明書など各種証明書の交付
- ▶ 出生届・死亡届・婚姻届などの戸籍に関する届出
- ▶ 転入・転居・転出など住所に関する届出
- ▶ 外国人登録に関する届出
- ▶ 印鑑登録に関する届出



#### 【問い合わせ】

各支所生活環境課戸籍住民係

## 日本語ボランティア講座受講者募集

～日本語で外国人住民と交流してみよう～

主催：伊賀日本語の会

【とき】 2月19日(土)・26日(土) 午後7時～8時30分

【ところ】 上野ふれあいプラザ3階 中会議室

【対象】 日本語ボランティアを始めてみたいと思っている方。

地域の日本語学習支援活動に興味のある方、活動をされている方で、もう一度勉強したい方等。

【参加費用】 1講座 500円(当日徴収します)

【受講定員】 各講座25人程度

【募集期間】 2月14日(月)まで

【講師】 船見和秀さん、溝口アチャナさん

【講座内容】 2月19日(土) 日本語の教え方を学ぼう—その1—

▶ ボランティア活動とは ▶ 異文化接触と理解 ▶ 国語教育と日本語教育の違い ▶ 授業の組み立て方(簡単なデモンストレーション)

2月26日(土) 日本語の教え方を学ぼう—その2—

▶ 伊賀地域の外国人の状況と生活 ▶ 地域日本語教育の必要性

▶ 学校教育の中の日本語 ▶ 学習者になってみよう! タイ語での授業体験

【申し込み・問い合わせ】 上野市国際交流協会 ☎22-9629

上野支所地域振興課 ☎22-9923

## ソフトバレーボール

### 大会参加者募集

#### 教育委員会上野分室

さまざまな年齢層の方が、気軽に楽しめるソフトバレーボール大会を開催します。

#### 【とき】

3月6日(日)  
午前8時30分～受付  
午前9時～開会式

#### 【ところ】

県立ゆめドームうえの

#### 【対象】

市内在住・在勤または在学の方(4人・1チーム)

#### 【部門】

小学生高学年の部  
小学生低学年の部  
女子の部  
男女混合の部

#### 【参加費】

1チーム 200円  
(傷害保険料)

#### 【服装】

運動のできる服装・体育館シューズ

#### 【申し込み】

2月18日(金)までに、ハガキ又はFAX・Eメールのいずれかで、大会名・代表者の住所・氏名・電話番号及びメンバー全員の氏名を記入の上、下記へお申し込みください。

〒518-8501

伊賀市上野丸之内116番地

伊賀市教育委員会上野分室

☎22-9680 FAX22-9692

E-mail: ukyoui@city.igalg.jp



### 市町村合併の記録誌を配布します

#### 本庁企画調整課

伊賀市では、この度、合併の経緯についてまとめた「上野市・伊賀町・烏ヶ原村・阿山町・大山田村・青山町 合併の記録」を作成しました。お渡しできる部数に限りありますが、市民の皆さんに無料で配布いたします。なお、無くなり次第終了させていただきますのでご了承ください。

【配布開始日】  
2月7日(月)

【配布場所】  
各支所地域振興課(室)

【問い合わせ】  
企画調整課政策調整係  
☎22-9620

【問い合わせ】  
企画調整課政策調整係  
☎22-9620

## “ビバ・サタデー”

### 青少年健全育成推進大会

市教育委員会と上野地区青少年育成市民総ぐるみ運動推進会議では、明るい家庭づくり運動を推進するため、ビバ・サタデーを開催します。



#### 【とき】

3月12日(土)  
午後1時30分～受付開始  
午後2時～開演(午後4時まで)

#### 【ところ】

ふるさと会館いが  
(伊賀市役所伊賀支所前)

#### 【内容】

ピアノ・ヴァイオリン・チェロの生演奏でおくる音楽影絵劇影絵劇団『かしの樹』による“ピーター・パン”

#### 【申し込み】

先着順で650人に整理券を配付します。参加無料で、整理券は1人4枚まで。下記の問い合わせ先まで直接申し込みに来ていただくか、郵便にて返信用封筒を同封(返信用80円切手貼付、返信先住所、電話番号、参加希望者氏名・年齢、必要枚数記入)の上、お申込みください。定員になり次第締め切ります。

#### 【問い合わせ】

〒518-8501  
伊賀市上野丸之内116番地  
伊賀市教育委員会 上野分室 ☎22-9680

## 三重県交通災害共済に加入しましょう

### 鳥ヶ原支所生活環境課

万一の交通事故に備えて三重県交通災害共済に加入をおすすめします。

【掛け金】一人 250円

#### 【共済期間】

平成17年4月1日～9月30日

※平成17年10月から伊賀市で共済期間を統一するため、右記の期間となっております。

【給付額】  
最高120万円

#### 【給付要件】

一般道路での交通事故により7日以上通院または入院された時に、申請により見舞金が支給されます。

#### 【問い合わせ】

鳥ヶ原支所生活環境課  
☎59-2109

## チャリティーバザーを開催します

### 本庁厚生保護課

伊賀市更生保護女性の会上野支部が、日用雑貨ほか多品目を販売します。

#### 【とき】

2月13日(日)  
午前9時30分～午後2時  
(商品がなくなり次第終了)

#### 【ところ】

上野ふれあいプラザ  
3階 中会議室  
(上野中町)

#### 【問い合わせ】

伊賀市更生保護女性の会上野支部事務局(関)  
☎21-9467

## 市民大学講座 “青少年健全育成講演会”

市教育委員会と上野地区青少年育成市民総ぐるみ運動推進会議では、心豊かで思いやりのある青少年の育成を図り、青少年健全育成を市民総ぐるみで推進していくため、下記のとおり講演会を開催します。

【とき】 3月21日(月・祝)  
午後1時30分～受付開始  
午後2時～講演開始(午後4時まで)

【ところ】 伊賀市文化会館 さまざまホール



【講師】 “夜回り先生” こと  
水谷 修 さん

### 【プロフィール】

横浜市内の高校で社会科の教師をしながら、生活指導を担当、生徒の非行や薬物汚染問題にかかわる。また、若者たちから“夜回り先生”と呼ばれ、深夜の繁華街のパトロールを通して、多くの若者たちとふれあい、彼らの非行防止と更生に取り組んでいる。

### 【演題】

『優しさを配ろう』  
～生きる力 取り戻させたい～

### 【申し込み】

先着順で1,200人に整理券を配付します。参加無料で、整理券は1人2枚まで。下記の問い合わせ先まで直接申し込みに来ていただくか、郵便にて返信用封筒を同封(返信用80円切手貼付、返信先住所、電話番号、参加希望者氏名・年齢、必要枚数記入)の上、お申込みください。定員になり次第締め切ります。

### 【問い合わせ】

〒518-8501  
伊賀市上野丸之内116番地  
伊賀市教育委員会 上野分室 ☎22-9680

## 英語圏の国々 紹介シリーズ

### 参加者募集

#### 本庁文化国際課

三重県内の国際交流員と外国語指導助手が自国の文化、歴史、習慣などを紹介します。

### 【とき】

2月23日(水)  
3月2日(水)、9日(水)  
午後7時～8時30分  
(計3回)

### 【ところ】

伊賀市中央公民館 講座室

### 【内容】

英国、カナダ、アメリカ、オーストラリア、南アフリカ

の習慣、方言、英語の相違などについて、英語を交えながら説明します。

【定員】 35人(高校生以上)

※申し込み多数の場合は、主催者で、抽選し後日連絡します。

【参加費】 無料

【申し込み・問い合わせ】

2月18日(金)までに、電話で文化国際課(☎22・9624)へお申し込みください。



## 教育講演会を 開催します

### 教育委員会学校教育課

上野教育研究会では、子どもたちの抱える課題、悩み、思いを受け止め、課題解決に向けて今何をしなければならぬかを考えるため講演会を次のとおり開催します。

### 【とき】

2月21日(月)  
午後3時～5時

### 【ところ】

伊賀市文化会館  
さまざまホール

【講師】 魚住絹代さん

(寝屋川市家庭教育サポーター)

チーム家庭教育サポーター)

### 【演題】

子どもたちから教えてもらったこと

— 少年院と学校から —

【参加費】 無料

【問い合わせ】

学校教育課 ☎22・9676

## 上級救命講習会

### 受講者募集

#### 伊賀南部消防組合

伊賀南部消防組合では、上級救命講習会を実施します。

### 【内容】

心肺蘇生法、止血法等

### 【とき】

3月19日(土)

午前9時～午後6時

### 【ところ】

名張市勤労者福祉会館  
(名張市夏見)

### 【資格】

伊賀南部消防組合管内(青山支所管内)に在住の15歳以上の方

【受講料】 無料

【募集人数】 30人

定員になり次第締め切ります。

### 【申込期間】

2月7日(月)～28日(月)

### 【問い合わせ】

伊賀南部消防組合  
青山消防署

☎52・1151

## 職場を支えるあの人の最低賃金だいじょうぶ?三重県最低賃金

### ■地域別最低賃金

最低賃金名	最低賃金額		効力発生日
	日額	時間額	
三重県最低賃金	668円		平成16年10月1日

### ■産業別最低賃金

最低賃金名	最低賃金額		効力発生日
	日額	時間額	
紡績業		711円	平成16年1月18日
ガラス・同製品製造業		736円	平成16年12月15日
銑鉄鋳物・可鍛鋳鉄・鋳鉄管製造業	5,907円	739円	平成10年12月15日
電線・ケーブル製造業		756円	平成16年12月15日
洋食器・刃物・手道具・金物類製造業		756円	平成16年12月15日
一般機械器具製造業		762円	平成15年12月15日
電気機械器具等製造業		739円	平成16年12月15日
輸送用機械器具製造業等		777円	平成16年12月15日

【問い合わせ】 三重労働局労働基準部賃金室 ☎059-226-2108

## 「平安・鎌倉・室町の歴史物語と通史書」展

上野図書館では、貴重資料庫から「平安・鎌倉・室町の歴史物語と通史書」を2階展示コーナーで展示しています。

### 【展示図書】

「四鏡」「吾妻鏡」「百練抄」など  
「四鏡」には、平安後期から室町初期にかけての歴史物語で「大鏡」「今鏡」「水鏡」「増鏡」があります。「鏡」とは、中国の思想にある「鑑」に通じ、歴史を映すものと考えられます。今回展示する「大鏡」「水鏡」「増鏡」には、希少本である古活字版といわれているものもあります。

【展示期間】 3月30日(水)まで午前9時～午後5時

【休館日】 毎週月曜日と図書整理日

(2月1日(火)、3月1日(火))

【問い合わせ】 上野図書館 ☎21-6868



## 赤ちゃんの検診とお母さんの相談 (2/16～3/15)

検診・相談名	とき	ところ	対象・内容
乳幼児検診	2月22日(火)、3月1日(火)、8日(火)、15日(火) 午後1時30分～2時	市立上野総合市民病院小児科	生後4カ月、10カ月、1歳、1歳6カ月、2歳児。 ※生後4カ月、10カ月児は、なるべく受診してください。
乳幼児発達検診 股関節脱臼検診	3月1日(火)、15日(火) 午後1時～2時	市立上野総合市民病院整形外科	生後4カ月、10カ月、1歳6カ月児。
1歳6カ月健診	2月15日(火) 午後1時30分～2時30分	阿山医師会館	対象児には通知します。 ※無料。母子手帳をご持参ください。
	2月23日(水) 午後1時30分～2時	大山田保健センター	対象児には通知します。 ※無料。母子手帳をご持参ください。
	2月24日(木) 午後1時30分～2時	阿山保健福祉センター	対象児には通知します。 ※無料。母子手帳をご持参ください。
	3月8日(火) 午後1時～1時30分	青山保健センター	対象児には通知します。 ※無料。母子手帳と健診票をご持参ください。
	3月10日(木) 午後1時30分～2時30分	いがまち保健福祉センター	対象児には通知します。 ※無料。母子手帳をご持参ください。
3歳児健診 (3歳6カ月)	2月17日(木) 午後1時30分～2時30分	阿山医師会館	対象児には通知します。 ※無料。母子手帳をご持参ください。
	2月22日(火) 午後1時30分～2時	阿山保健福祉センター	対象児には通知します。 ※無料。母子手帳をご持参ください。
	3月8日(火) 午後1時30分～2時30分	いがまち保健福祉センター	対象児には通知します。 ※無料。母子手帳をご持参ください。
赤ちゃん相談	2月22日(火) 午後1時30分～3時30分	いがまち保健福祉センター	乳幼児の計測と相談。 ※無料。母子手帳をご持参ください。
赤ちゃん・子どもなんでも相談	2月23日(水) 午前9時30分～11時	大山田保健センター	乳幼児の計測と相談。 ※無料。母子手帳をご持参ください。
赤ちゃん相談・栄養相談	3月1日(火) 午前10時～11時	青山保健センター	乳幼児の計測と相談。 ※無料。母子手帳をご持参ください。
乳幼児相談	3月3日(木)、10日(木) 午前9時30分～10時50分	上野ふれあいプラザ2階	乳幼児の計測と相談。母子手帳をご持参ください。 ※無料。3日(木)は7カ月まで、10日(木)は8カ月から。
赤ちゃん相談・こども相談	3月14日(月) 午前10時～11時30分	阿山保健福祉センター	乳幼児の計測と相談。 ※無料。母子手帳をご持参ください。
離乳食教室	3月10日(木) 午前11時10分～11時40分	上野ふれあいプラザ2階	離乳食の話と試食。 3月は後期・完了期 ※無料。
なかよし広場	2月25日(金)、3月11日(金) 午前10時～11時30分	上野ふれあいプラザ2階	※無料の遊びの広場です。随時、保健師が相談に応じます。

# 無料相談 (2/16~3/15)

## 法律・行政・人権・心配ごと相談

相談名	上野	伊賀	島ヶ原	阿山	大山田	青山
法律相談 (弁護士)						
行政相談 (行政相談員)	3月10日(木) 午後1時~4時 上野ふれあいプ ラザ3階相談室		3月15日(火) 午後1時30分~4時 島ヶ原老人福祉 センター		2月21日(月) 午後1時30分~4時 大山田農村環境改 善センター	3月8日(火) 午前9時~正午 青山福祉センター
人権相談 (人権擁護 委員)				3月4日(金) 午後1時30分~4時 阿山多目的集会 施設		
心配ごと 相談 (民生委員・ 児童委員)	毎週火曜日 (祝日の時、翌日) 午前9時~午後4時 上野ふれあいプ ラザ3階相談室	3月10日(木) 午後1時30分~4時 西柘植公民館	3月1日(火) 午後1時30分~4時 島ヶ原老人福祉 センター	2月25日(金) 3月11日(金) 午後2時~4時 阿山保健福祉セ ンター	3月10日(木) 午後1時30分~4時 大山田生活改善セ ンター	2月18日(金) 3月8日(火) 午前9時~正午 青山福祉センター

## その他各種相談

相談名	とき	ところ
サラ金・クレジ ット問題相談	2月24日(木) (予約制) ☎22-9638 午後1時~4時(上野支所生活環境課)	上野ふれあいプラザ 3階相談室
女性法律相談	3月3日(木) (予約制) ☎22-9632 午後1時~4時(本庁男女共同参画課)	
家庭児童相談 女性相談	月~金曜日(祝日を除く) 午前9時30分~午後5時	市役所本庁南庁舎 中2階 福祉政策課
ふれあい相談 (教育相談)	火~金曜日(祝日を除く) 午前9時~午後4時	上野ふれあいプラザ 青少年センター内
交通事故相談	2月17日(木) 午後1時~3時	市役所本庁南庁舎 1階 第1会議室
緑(園芸)の相談	2月28日(月)、3月14日(月) 午後1時~4時	市役所本庁南庁舎 玄関ロビー
心身障害者 職業相談	2月17日(木) 午後1時30分~4時	かしの木ひろば (上野寺町)
心身障害相談 および中途失明 者歩行訓練相談	3月2日(水) 午後1時~4時	上野ふれあいプラザ 3階相談室
社会保険事務 相談	2月18日(金)、3月2日(水) 午前10時15分~午後2時45分	上野商工会議所
こころの健康 相談	2月24日(木) 午後2時~4時	上野保健所(予約制) ☎24-8045
人権・心配・悩み 相談	毎週水曜日 午前9時30分~午後4時30分	津地方法務局 上野支局 ☎21-0804
高齢者の就業 相談(シルバー人材センター)	2月17日(木) (予約制) ☎24-5800 午後1時30分~3時	伊賀市勤労者福祉会館 シルバー人材センター
職業相談 (ハローワーク上野)	毎週金曜日(祝日の時、前日) 午後1時30分~3時30分	八幡町教育集会所

## 介護・福祉サービス相談

ふくじゅえん在宅 介護支援センター	福寿園併設 (西山)	24-7158
在宅介護支援セン ターおかなみ	老健おかなみ併設 (上野桑町)	21-8000
在宅介護支援セン ターなしのき	第二梨ノ木園併設 (朝屋)	22-0505
在宅介護支援セン ター彩四季	彩四季併設 (市部)	26-0011
在宅介護支援セン ターいがのしろ	さわやか園併設 (山出)	22-0001
市民病院在宅介護 支援センター	上野総合市民病院 併設(四十九町)	22-1119
在宅介護支援セン ターふれあい	伊賀市社会福祉協 議会内(上野中町)	21-1112
いがまち在宅介護 支援センター	いがまち保健福祉 センター内(愛田)	45-1013
島ヶ原在宅介護支 援センター	老人福祉センター 清流内(島ヶ原)	59-3030
あやま在宅介護支 援センター	ぬくもり園併設 (馬場)	43-2300
在宅介護支援セン ターあやま	阿山保健福祉セン ター内(馬場)	43-1854
おおよまだ在宅介 護支援センター鶴寿園	鶴寿園併設 (真泥)	46-1021
在宅介護支援セン ターあおやま	森の里併設 (腰山)	54-1331
在宅介護支援セン ターゆうあい	青山福祉センター 内(阿保)	52-2999

## ■小児科休日診療当番■

月日	医療機関名	電話番号
2月20日(日)	岡波総合病院	21-3135
2月27日(日)	上野総合市民病院	24-1111
3月6日(日)	岡波総合病院	21-3135
3月13日(日)	上野総合市民病院	24-1111

## 健康相談 (無料)

- ▶ 2月22日(火) 午前9時30分~11時 (壬生野福祉ふれあいセンター)
- ▶ 2月22日(火) 午後1時30分~3時 (ライトピアおおよまだ)
- ▶ 2月25日(金) 午前10時~10時40分 (上野ふれあいプラザ2階)
- ▶ 3月7日(月) 午後1時30分~3時 (いがまち保健福祉センター)

まず、かかりつけ医へ連絡してください。  
連絡が取れない場合は、表の医療機関へ連絡してください。

# 伊賀市の文化財

3

## 伊賀市の美術工芸品

文化財は貴重な国民的財産であるため、現状変更や輸出について制限されています。そして、その保存や修理等に対して、ある一定の条件のもとで、国などの補助を受けることができます。

最近の例をみると、平成10年から11年にかけて、長田の西蓮寺では国の重要文化財に指定された絵画を火災や盗難から守るための施設を建設しました。また、仏像では平成5年に三田の西盛寺の木造薬師如来坐像の保存修理事業を実施しました。

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形文化財のうち、建造物以外のものはまとめて「美術工芸品」と呼んでいます。以下、国指定の美術工芸品を紹介します。（なお、彫刻は次回以降に紹介します。）



絹本着色興正菩薩像（富永 新大仏寺）

### 絹本着色藤堂高虎像（長田 西蓮寺）

近世津藩主となり、上野を領した藤堂高虎の老齢の姿を描いた絵画です。巻き上げた御簾と幔幕の内側に像主を据え、上部に金雲を描く形式です。

### 絹本着色興正菩薩像（富永 新大仏寺）

興正菩薩は、鎌倉時代の大和国西大寺の高僧叡尊のことです。軸箱には「興正菩薩影像、明兆筆、西大寺」とあり、もとは西大寺の什物であったと思われるます。

### 板彫五輪塔（富永 新大仏寺）

杉板を五輪塔の形に削りぬき表に印仏1036体を一面に彫っています。裏面に梵字と建仁3（1203）年の銘が彫刻されています。鎌倉時代の資料です。

### 紙本墨書大般若経（種生 常楽寺）

奈良時代から江戸時代にかけての写経です。奈良時代の山岳修行や雷神・風神及び伊勢大神信仰を伝える史料です。

### 更科紀行芭蕉自筆稿本（個人蔵）

更科紀行は貞享5（1688）年の秋「笈の小文」の旅の帰途に、尾張から木曾路を経て信州更科の姨捨山に赴いた折の紀行文で、松尾芭蕉の自筆草稿本です。

## 伊賀市の人口・世帯数

（平成16年12月31日現在）

人口	103,267人
（男）	50,097人
（女）	53,170人
世帯数	37,413世帯

平成17年2月1日発行  
 伊賀市役所  
 〒518-8501  
 三重県伊賀市上野丸之内116番地  
 編集・企画振興部広聴情報課  
 ☎0595-22-9636  
 伊賀市のホームページ：  
<http://www.city.iga.lg.jp/>

ひとが輝く 地域が輝く  
 ~住み良さが実感できる自立と共生のまち~  
 伊賀市 IGA CITY



## 伊賀市市民憲章

私たち市民は、次の6つの原則により自治を進め、“ひとが輝く地域が輝く”伊賀市のまちづくりの実現を目指し、この憲章を定めます。

1. まちづくりに関する情報をみんなで共有します。
1. まちづくりには、みんなが参加できるようにします。
1. まちづくりは、みんなで作った計画に基づき実施します。
1. まちづくりは、まず自ら行い、さらに地域内で助け合って進めます。
1. まちづくりは、互いに連携・協力しながら進めます。
1. まちづくりの実施を評価し、次の活動に活かします。